

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、地震、台風その他の大規模な災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときに、オンラインによる方法で委員会を開会することを可能とするため、所要の改正を行うものである。